

平成31年3月22日

今後の委員会について

I 監視項目等の整理

稼働当初から変更されている項目等について整理しました。

第1 監視項目

1 排ガス

項目	基準値	頻度（測定月）
ばいじん	0.01 g/m ³ N以下	年6回 (4, 6, 8, 10, 12, 2)
硫黄酸化物	10 ppm 以下	
塩化水素	10 ppm 以下	
窒素酸化物	30 ppm 以下	
水銀	0.03 mg/m ³ N以下	
一酸化炭素	30 ppm 以下	

2 ダイオキシン類

項目	基準値	頻度（測定月）
排ガス	0.01 ng-TEQ/m ³ N以下	年4回（5, 8, 11, 2）
放流水	10 pg-TEQ/l以下	
スラグ	3 ng-TEQ/g 以下	
飛灰	3 ng-TEQ/g 以下	

3 騒音

時間帯	基準値	頻度(測定月)
昼間（午前8時～午後7時）	50 dB	年1回(12) 参考調査1回
朝夕（午前6時～午前8時，午後7時～午後10時）	45 dB	
夜間（午後10時～午前6時）	40 dB	

4 振動

時間帯	基準値	頻度（測定月）
昼間（午前8時～午後7時）	55 dB	年1回（7）
夜間（午後7時～午前8時）	50 dB	参考調査1回

5 悪臭

項目	基準値	頻度（測定月）
臭気濃度	10 以下	年1回（7）
悪臭物質	悪臭防止法で定められた基準値以下	参考調査1回

6 放流水

項目	基準値	頻度（測定月）
プラント排水	千葉県公共下水道の排水基準値以下	年1回（7） 参考調査1回

7 溶融スラグ及び飛灰固化物

項目	基準値	頻度（測定月）
溶融スラグ	土壌環境基準以下	年12回（毎月）
飛灰固化物	埋立に係る判定基準以下	

*溶融炉休止中は溶融スラグの代わりに主灰を測定

第2 周辺環境監視項目

1 大気測定

項目	基準値（長期的評価）	頻度
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	年1回（一致性測定7月）
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しない	
二酸化窒素	日平均値の98%値が0.04～0.06ppm内又はそれ以下	
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値0.1mg/m ³ 以下	
	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しない	

2 大気中のダイオキシン類

項目	基準値（年平均値）	頻度
ダイオキシン類	0.6ng-TEQ/g以下	年1回（測定は年4回）

3 周辺井戸水

項目	基準値	頻度（測定月）
井戸水	浄水基準値	年1回（6）

第3 報告事項

1～4 焼却量，排ガス量，排水量，灰溶融量

項目	協定内容
焼却量	最大250トン/日以下，年平均200トン/日以下
排ガス量	最大排ガス量36,540Nm ³ /時間・系列
排水量	最大排水量315トン/日
灰溶融量	最大23トン/日・炉

5 第二清掃工場に係る事故

6 その他必要な事項

- (1) 故障
- (2) 苦情
- (3) 水素濃度(溶融炉休止時の主灰バイパスコンベア)

第4 放射性物質対応経過

- 1 指定廃棄物の保管量
- 2 焼却灰等の放射性セシウム134，137の測定結果
- 3 空間放射線量測定結果

II 基準超過に伴う焼却炉停止基準

原則，監視項目が基準(保証値)を超過した場合は焼却炉を停止します。ただし，監視項目の中の騒音，振動，臭気については外部要因に起因することが想定されることから一律に停止扱いにはしません。速やかに原因を特定し，必要に応じて委員長に相談するなど適切に対処します。

III 臭気モニター制度の見直しについて

稼働当初のごみ焼却場のイメージから臭気(生ごみ臭あるいは煙の臭い)について特別補足すべきと判断し，この制度を設置したと思われま

しかし，臭気モニター及び一般からの通報は，ほとんどの場合別に原因がある場合であることから制度を見直ししたい。

見直しの方法の一つとして，委員会だより(隔号)に継続して掲載することを提案します。

《補足説明》

- ・臭気モニター制度は平成17年6月2日に制定しました。
- ・現在10人の方にモニターを依頼しています。内訳は周辺の8町会・自治会からの推薦8人と公募2人です。
- ・臭気モニターからの通報は平成17年度から現在までに6件ありました。なお，一般の方からの通報は13件ありました。

IV 委員会だより

- 1 記事構成に変化をつけます。
 - ・清掃工場関連の相談窓口，臭気の苦情及び委員会の傍聴について
 - ・ごみに関する情報（南部CCへの持込，ごみの分別）について
- 2 委員会だよりには排ガス，ダイオキシン類，放射線量の測定結果を中心に掲載します。その他の測定値はホームページを参照してもらいます。
- 3 特に排ガスの保証値については法基準より厳しい数値を適用していることを記載します。
- 4 できるだけわかりやすくするため文字を大きくします。